

田辺市旅行商品企画促進事業費補助金交付事業について

田辺市では、市内（鬮雞神社、龍神温泉、百間山溪谷、熊野古道、熊野本宮大社等）を訪れる旅行商品の造成促進を図るため、市内において観光素材や観光施設、宿泊施設等の現地視察を行う旅行者に対し、補助金を交付するとともに、ご希望に応じて視察のアテンドを行います。

補助金交付要件

次のいずれにも該当する現地視察が対象となります。

- ① 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において実施される商品造成を目的とした視察であること。
- ② 宿泊を伴う視察を実施するときは、田辺市内に一泊以上宿泊すること。
- ③ 視察完了後、田辺市内の観光施設を含む旅行商品を造成すること。ただし、何らかの理由で造成できない場合は、その理由を報告すること。
- ④ 造成後の本市への送客状況等に関する調査について協力すること。

補助金対象経費

次に掲げる旅行商品の造成に要する経費が対象となります

- ①発地から現地までの交通費
- ②宿泊費
- ③観光施設の入場料及び体験料
- ④語り部及びガイド利用に係る経費
- ⑤その他商品造成に必要と認められる経費

補助金額

1人あたり20,000円まで（1回あたり2名・40,000円まで。期間中2回まで利用可能）

※期間中において、補助交付見込額が予算額に達した場合は、それ以降の補助は行いません。（先着受付順になります。）

※補助金の振込先は会社または営業所等の口座となります。視察担当者の個人口座へのお振込みはできません。予めご了承ください。

補助金交付までの事務的な流れ

補助金交付申請書(様式第1号)を

田辺市観光振興課（以下「観光振興課」という。）へ提出（申請）

添付書類

- ・視察の行程表及び参加者名簿
- ・旅行商品の企画書
- ・視察に係る経費明細書

【要綱・交付申請】 田辺市観光振興課HPよりダウンロードしてください。

<http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/hojojigyo.html>

観光振興課で申請を受け内容を審査し、適当と認めるとき

交付決定通知書（様式第2号）により旅行者へ通知

旅行者等は、交付決定を受け現地視察を実施

旅行者等は**実績報告書兼交付請求書（様式第5号）**を観光振興課へ提出

添付書類

- ・視察結果概要及びアンケート（様式第6号）
- ・旅行商品造成予定報告書（様式第7号）
- ・補助対象経費の領収書等

観光振興課で実績報告書兼交付請求書の内容を審査し、適当と認めるとき

額の確定を通知（様式第8号）するとともに、補助金を交付

お問合せ先

田辺市観光振興課 [所在地：646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地]

TEL:0739-26-9929 FAX:0739-22-9903

Mail:kankou@city.tanabe.lg.jp HP:<http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/index.html>

